

高温・渇水等による農作物等の被害農家の方へ 借り入れ資金の利子の一部を補給します

－ 利子補給率は1.90% －

今夏の高温・渇水等により、農作物等への被害が懸念されることから、8月26日、県は融資制度として「新潟県農林水産業振興資金」の8号資金を設定し、被害を受けた農家の資金操りの支援を開始しました。

燕市としても被害に遭われた農家の経営を支援するため、「新潟県農林水産業振興資金」を借り入れる農家に対して、利子の一部を補給することとしました。

【燕市農林水産業振興資金利子補給金の概要】

1. 利子補給対象者

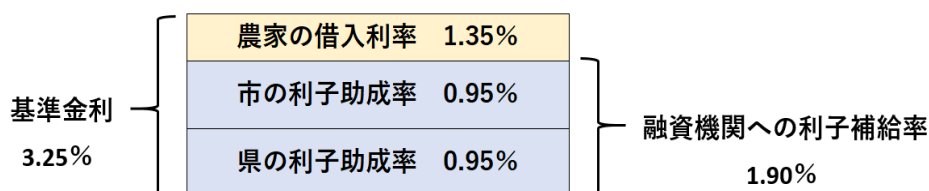
燕市で農業、林業又は漁業を営む個人、法人又は団体で、令和7年夏季の高温、渇水及び大雨により被害を受け、販売金額（売上高）等が、その者の過去3か年の平均の販売金額（売上高）等に比べて10%以上減少する見込みの方。

2. 利子補給率及び補給期間

年1.90% 7年間利子補給

（基準金利3.25%に対し、県の利子助成率0.95%に、市の利子助成率0.95%を上乗せし、1.90%を融資機関へ利子補給する形となります。これにより、農家の方の借入利率は1.35%となります。）

<利子補給率のイメージ>



3. 融資機関

農業協同組合、銀行、信用金庫 など

4. 取扱期間：令和8年3月31日まで

5. その他：本資金の借り入れを希望される際は、融資機関にご相談ください。



本件についてのお問い合わせ先
 産業振興部 農政課：頓所、佐藤
 電話：0256-77-8242（直通）